

政治活動要覧

〈地方選挙編〉

第五次改訂版

国政情報センター

第1章 はじめに

政治活動とは	政党その他の政治活動を行う団体とは……………8
	公職の候補者等とは……………9
	政治活動とは……………9
	事前運動の禁止……………11

第2章 平時の政治活動

禁止される行為	事前ポスターの禁止……………16
	候補者による年賀状などの挨拶状の禁止……………16
	挨拶を目的とする有料広告の禁止……………17

政治活動上の注意点

演説会や座談会の開催……………18
各種の調査活動……………18
政治活動用文書図画の掲示の制限……………18
立札・看板の類の掲示の制限……………19
ポスターの掲示の制限……………22
党員拡大活動……………25
パンフレットの頒布……………25
後援会活動……………26
機関紙誌……………28

寄附の禁止

公職の候補者等の寄附の禁止……………30
公職の候補者等を名義人とする寄附の禁止……………32
寄附の勧誘・要求の禁止……………32
公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止……………33
公職の候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止……………33
後援団体に関する寄附の禁止……………34

第3章 選挙時の政治活動

選挙ごとの規制

選挙ごとの規制……………36
規制を受けない選挙……………37
規制を受ける選挙……………38

規制を受ける政治活動

政談演説会……………41
街頭政談演説……………44
政治活動用自動車……………46
拡声機……………47
ポスター……………48
立札・看板の類……………50
ビラ……………51
機関紙誌……………52
連呼行為……………54
公共の建物への文書図画の頒布……………55
特定候補者の氏名の記載……………55
選挙が重複するときの規制……………56

第4章 政治資金の主な規正

政治団体の届出	政治団体とは	58
	政党とは	59
	政治団体の設立	59
	政治資金団体の指定	60
	資金管理団体の指定	60
	国会議員関係政治団体の届出	61
	政治団体の解散等	62
寄附の量的制限	寄附の量的制限	63
	政党・政治資金団体が受けられる寄附	64
	その他の政治団体が受けられる寄附	65
	公職の候補者が受けられる寄附	66
寄附の質的制限	会社等のする寄附の制限	69
	公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限	69
	補助金等を受けている法人の寄附の制限	69
	出資や拠出を受けている法人の寄附の制限	70
	赤字会社の寄附の禁止	70
	外国法人などからの寄附の受領の禁止	70
	匿名などの寄附の禁止	71
	その他の寄附の制限	72
政治資金パーティー	政治資金パーティーの開催	73
	政治資金パーティーの対価の支払に関する制限	74
会計経理	会計帳簿の備付けと記載	75
	支出簿の記載	75
	収入簿の記載	76
	運用簿の記載	77
	支出の明細書	77
	あっせんの明細書	77
	領収書などの徴収	78
	会計帳簿・明細書・領収書の保存	78
	会計責任者の事務の引継ぎ	79
収支報告書	収支報告書の提出義務	80
	収支報告書の提出期限	80
	収支報告書の記載	81
	収支報告書の要旨の公表	82
	収支報告書の保存	82
	収支報告書の閲覧・写しの交付	82
その他	個人の寄附に関する税制上の優遇措置	86
	政治資金の運用方法の制限	89
	寄附などの公開	89

第5章 政治活動における主な罰則

政治活動等に関する罪

選挙運動の期間制限違反	92
挨拶を目的とする有料広告の禁止違反	92
文書図画の制限違反	93
選挙期間中の政治活動の規制違反1	94
選挙期間中の政治活動の規制違反2	95

選挙報道・評論に関する罪

新聞紙・雑誌が選挙の公正を害する罪	96
新聞紙・雑誌の報道評論の自由違反	96

寄附の制限に関する罪

候補者等の寄附の禁止違反	97
候補者等を名義人とする寄附の禁止違反	97
寄附の勧誘・要求の禁止違反	98
候補者等の関係会社等の寄附の禁止違反	98
候補者等の氏名を冠した団体の寄附の禁止違反	99
後援団体の寄附の禁止違反	99

政治資金の規正違反

届出前の寄附の受領・支出の禁止違反	100
政治資金パーティーの量的制限などの違反	100
寄附の制限違反	101
補助金等を受けている法人の寄附の制限違反	102
外国法人などからの寄附の受領の禁止違反	102
出資や拠出を受けている法人の寄附の制限違反	103
赤字会社の寄附の禁止違反	103
匿名などの寄附等の禁止違反	104
寄附等のあっせんに係る威迫的行為の禁止違反	104
意思に反するチェックオフの禁止違反	105
公務員の地位利用行為の禁止違反	105
会計帳簿の備付け・記載義務違反	106
明細書の提出・記載義務違反	107
事務の引継ぎ義務違反	107
領収書などの徴収・送付義務違反	108
会計帳簿などの保存義務違反	108
保存中の会計帳簿などへの虚偽記入	109
収支報告書の提出・記載・会計責任者への監督義務違反	109

公民権停止

公職選挙法・政治資金規正法違反	110
-----------------	-----

図表

政治活動と選挙運動の違い	10
政治団体への政治資金の流れ	67
政治団体間の政治資金の流れ	67
公職の候補者への政治資金の流れ	68
公職の候補者からの政治資金の流れ	68
収支報告書の記載事項の概要（収入・支出関係）	83
寄附金（税額）控除の手続きの流れ	88

I

はじめに

政治活動とは

政党その他の政治活動を行う団体とは

ポイント

- ▶ 公職選挙法は、「政党その他の政治活動を行う団体」の政治活動についてさまざまな規制を設けています。
- ▶ 「政党その他の政治活動を行う団体」とは、公職選挙法上その意義に関する明文の規定はないものの、広く「政治活動を行う目的を有する団体」と解されています。
したがって、政治資金規正法で規定する政治団体（政治活動を行うことを本来の目的とする団体及び政治活動を主たる活動として組織的・継続的に行う団体）だけでなく、副次的に政治活動を行うことを目的とする団体（経済団体、労働団体、文化団体など）もこれに含まれます。

ケース解説

▶ 政治資金規正法上の届出のない政治団体も規制を受けるか

政治資金規正法では、政治団体が結成されたときは7日以内に選挙管理委員会または総務大臣に届け出ることとされています。届出をした政治団体は、当然に公職選挙法上、「政党その他の政治活動を行う団体」として規制を受けます。

政治資金規正法上の政治団体であっても形式的に届出をしていない団体や、政治資金規正法上の政治団体には該当しないため届出をしていない団体（副次的に政治活動を行うことを目的とする文化団体など）も、実質的には政治活動を行う目的を有する団体であるならば、公職選挙法上は「政党その他の政治活動を行う団体」として規制を受けます。

公職の候補者等とは

ポイント

- ▶ 公職選挙法において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の職をいいます。

〔公職選挙法3条関係〕

- ▶ 公職の候補者等とは、公職の候補者及び公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む）をいいます。
 - ① 「公職の候補者」とは、現に立候補を届け出ている者をいいます。
 - ② 「公職の候補者になろうとする者」とは、これから立候補する意思を有する者をいいます。
 - ③ 「公職にある者」とは、現在議員などの公職にある者をいいます。

〔公職選挙法199条の2関係〕

政治活動とは

ポイント

- ▶ 公職選挙法では「政治活動」「選挙運動」について明文の規定はないものの、政治活動と選挙運動を区別しています。すなわち政治活動とは、「政治上の目的をもって行われるすべての行為から選挙運動に該当する行為を除いた一切の行為」と解しています。

- ▶ 選挙運動とは、判例により、次の3つの要素を満たす行為と解しています。

- ① 特定の選挙において、
- ② 特定の候補者の当選を目的として、
- ③ 投票を得または得させるために、直接・間接を問わず選挙人にはたらきかける行為

ケース解説

- ▶ **後援会の結成が政治活動ではなく選挙運動とみなされる場合**
後援会の結成目的が単に被後援者の人格敬慕や純粋な政治教育にとどまる場合には、後援会結成のための会合の開催などは選挙運動には該当しません。

ただし、後援会結成の時期、場所、方法などから総合的に判断して、特定の選挙について特定の候補者を当選させるために後援会が結成されることが明らかな場合には、選挙運動とみなされます。

寄附の禁止

公職の候補者等の寄附の禁止

ポイント

罰則▶P97

▶ 公職の候補者等は、選挙区内にある者に対して、時期にかかわらず、次の場合を除いて、すべての寄附が禁止されます。

- ① 政党その他の政治団体、またはその支部に対する寄附
ただし、自分の後援団体には、一定期間、寄附をすることが禁止されます。(☞ P34)
- ② 公職の候補者等の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）に対する寄附
- ③ 選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償（食事についての実費補償を除く）

ただし、任期満了日の90日前または選挙の事由が生じた旨の告示の日の翌日から選挙期日の間に行われる政治教育集会については、実費補償をすることはできません。

また、供応接待（酒食などを振る舞ったり温泉に招待することなど）を伴う政治教育集会についても、実費補償をすることはできません。

〔公職選挙法199条の2関係〕

▶ 中元、歳暮、入学祝、出産祝、花輪、供花、香典、餞別、社会福祉施設に対する寄附なども、すべて禁止されます。

ただし、公職の候補者等本人が出席する結婚披露宴の祝儀や葬儀・通夜の香典（選挙に関するものや通常一般の社交の程度を超えるものを除く）については、その場で相手に渡す場合に限り、罰則の対象とはなりません。

〔公職選挙法179条・199条の2・249条の2関係〕

罰則▶P110

▶ 公職の候補者等がこれらに違反して寄附をすると、刑罰が科されるとともに、当選が無効になったり、選挙権と被選挙権が一定期間停止されることがあります。被選挙権を失うと、公職の候補者はその身分を失います（立候補が取り消されます）。

〔公職選挙法199条の2・249条の2・252条、地方自治法127条・143条関係〕

ケース解説

- ▶ **選挙区内の子供に寄附してもよいか**

選挙権の有無にかかわらず、選挙区内にある者への寄附が禁止されていますので、子供に対しても寄附をしてはいけません。また、選挙区内にある者には、自然人だけではなく、法人や人格なき社団、選挙区内に住所をもたない一時的な滞在者も含まれます。
- ▶ **「必要最小限度の実費補償」とは、例えばどのようなものか**

政治教育集会の参加者が出席するために要した交通費、宿泊費などの実費ですが、金額は社会通念上やむを得ないと認められる最小限度のものでなければなりません。
- ▶ **候補者が出席する葬儀で香典がわりに線香を渡してよいか**

葬儀や通夜に候補者本人が出席した際に手渡す香典には罰則はありませんが、この場合の香典とは金銭に限られると解されています。したがって、香典がわりに線香をもっていったり、花輪や供花を出すことは禁止されます。
- ▶ **候補者の妻が葬儀に出席して候補者の香典を渡してよいか**

公職の候補者等本人が出席する場合に限って罰則を適用しないこととされているのであり、たとえ代理であっても、本人以外の者が香典を渡すことは禁止されます。
- ▶ **候補者が妻や後援会の名義で選挙人に寄附してもよいか**

公職の候補者等が選挙区内にある者に対してする寄附は、名義に関係なく禁止されるため、妻や後援会などの他人名義であっても寄附することはできません。
- ▶ **候補者が自分の財産を国や地方公共団体に寄附してよいか**

自分の選挙区となる市区町村、その市区町村を包括する都道府県、国に対して寄附することはできません。
- ▶ **候補者が葬儀の際に僧侶にお布施を出すことは寄附になるか**

読経などの役務の提供に対する負担である限り、寄附には該当しません。

政治団体の届出

政治団体とは

ポイント

▶ 政治資金規正法において「政治団体」とは、次のような団体をいいます。

- ①政治上の主義や施策を推進したり、支持したり、またはこれに反対することを本来の目的とする団体
- ②特定の公職の候補者を推薦したり、支持したり、またはこれに反対することを本来の目的とする団体
- ③これら以外で、次のような活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
 - ・政治上の主義や施策を推進したり、支持したり、またはこれに反対すること
 - ・特定の公職の候補者を推薦したり、支持したり、またはこれに反対すること
- ④政策研究団体（政治上の主義や施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するものまたはその主要な構成員が国会議員であるもの）
- ⑤政治資金団体（政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が総務大臣に届け出たもの）

〔政治資金規正法3条、5条関係〕

ケース解説

▶ 文化団体などが政治団体に該当する場合

文化団体、経済団体、労働団体などのように、外見上は政治目的以外の目的を掲げている団体であっても、事実上は政治活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行っていれば、政治団体に該当します。

普段は文化活動などを行っており、選挙の時だけ特定の候補者を支持するような団体は、これに該当しません。

政党とは

ポイント

▶ 政治資金規正法において「政党」とは、次のいずれかの要件を満たす政治団体をいいます。

- ①国会議員が5人以上所属していること
- ②次のいずれかの選挙における得票率が全国を通じて2%以上であること
 - ・前回の衆議院総選挙における小選挙区選挙
 - ・前回の衆議院総選挙における比例代表選挙
 - ・前回あるいは前々回の参議院通常選挙における選挙区選挙
 - ・前回あるいは前々回の参議院通常選挙における比例代表選挙

(政治資金規正法3条関係)

政治団体の設立

ポイント

▶ 政治団体は、その組織の日または政治団体となった日から7日以内に、文書を持参して設立届を提出しなくてはなりません。提出先はその政治団体の活動区域に応じて異なりますが、いずれも活動の中心となる事務所がある都道府県の選挙管理委員会が窓口となります。設立届の提出先は次のように分かれています。また、政治団体が支部を設立する場合には、支部ごと届け出なければなりません。

活動の中心となる事務所の所在地	主な活動区域	届出先
A県内	A県内	A県選挙管理委員会
	A県を含む2以上の都道府県	A県選挙管理委員会を経て総務大臣*
	A県外	

* 政党本部と政治資金団体の届出先は、主な活動区域にかかわらず、A県選挙管理委員会を経て総務大臣となります。

(政治資金規正法6条、18条関係)

選挙報道・評論に関する罪

新聞紙・雑誌が選挙の公正を害する罪

要件

- ▶ ①新聞紙・雑誌が選挙に関する報道・評論を掲載する場合に、虚偽の事項を記載したり、事実を歪めて記載するなど、表現の自由を濫用して選挙の公正を害すること。
- ②選挙期間中に選挙に関する報道・評論を掲載することができる新聞紙・雑誌や機関新聞紙・機関雑誌以外の新聞紙や雑誌が、選挙期間中に、当該選挙に関する報道をしたり、評論を掲載すること。
- ③特定の候補者を当選させること、または当選させないことを目的に、新聞紙・雑誌に対する編集及びその他経営上の特殊な地位を利用して、選挙に関する報道や評論を掲載したり、または掲載させること。

解説

①②の場合は、編集を実際に担当した人や経営者が罰則の対象となります。③の場合は、編集や経営上の地位を利用して報道・評論を掲載した人、及び掲載させた人が罰則の対象となります。なお、違反行為者の公民権は一定期間停止されます。

罰則

2年以下の禁錮、または30万円以下の罰金

〔公職選挙法235条の2関係〕

新聞紙・雑誌の報道評論の自由違反

要件

- ▶ 新聞紙・雑誌の販売業者が、選挙に関する報道・評論が掲載されている新聞紙・雑誌を、通常以外の方法（無償である場合を含む）で頒布したり、都道府県の選挙管理委員会が指定する場所以外のところに掲示すること。

解説

違反行為者の公民権は一定期間停止されます。

罰則

2年以下の禁錮、または50万円以下の罰金

〔公職選挙法243条⑥関係〕

寄附の制限に関する罪

候補者等の寄附の禁止違反

要件

- ▶ ①公職の候補者等が、選挙区内にある者に対して、選挙に関する寄附を行うこと（政党等や親族への寄附、選挙区内で行われる政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償を除く）。または、選挙に関しないものであっても、通常一般の社交の程度を超えて寄附をすること。
- ▶ ②公職の候補者等が、選挙区内にある者に対して、選挙に関しないもので、かつ、通常一般の社交の程度を超えない寄附をすること（本人が出席する結婚披露宴の祝儀や葬式・通夜の香典を除く）。

解説

選挙に関する寄附は、選挙に関しない寄附よりも刑が加重されています。また、②については、本人が出席する結婚披露宴の祝儀や葬式・通夜の香典であっても、通常一般の社交の程度を超えるものは寄附とみなされ、この場合には①と同様の罰則が科せられます。なお、違反行為者の公民権は一定期間停止されます。

罰則

1年以下の禁錮、または30万円以下の罰金（選挙に関する寄附①）
50万円以下の罰金（選挙に関しない寄附②）

〔公職選挙法249条の2①②③関係〕

候補者等を名義人とする寄附の禁止違反

要件

- ▶ 公職の候補者等以外の者が、選挙区内にある者に対して、候補者等の名義で寄附をすること（候補者等の親族への寄附、選挙区内で行われる政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償を除く）。

解説

会社や後援会などの団体が違反した場合には、その役職員または構成員として違反した人が罰則の対象となります。なお、違反行為者の公民権は一定期間停止されます。

罰則

50万円以下の罰金

〔公職選挙法249条の2④関係〕